



手続きはお済みですか？

— 幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請 — (令和3年1月～3月分)

☎ 子育て教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152・153)

下表のとおり、利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	締め切り
①届出保育施設の利用料	1～3月分利用料償還払いの申請 ※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。 ※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは、認定通知書に同封した書類をご覧ください。	申請書提出締切 4月30日(金)
②私立幼稚園の預かり保育利用料		
③認定こども園1号の預かり保育利用料		
④待機児童支援助成金	1～3月分の助成金申請 継続して対象の人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 初めて申請する人、前回申請していない人は、子ども教育課1階窓口で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例) 届出保育施設に通園(毎月の基本保育料48,000円を支払い) ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請→差額の6,000円を④で申請→役場へ申請	

※申請の対象になるかなどご不明なことは、子ども教育課へお問い合わせください。



ブロック塀等撤去費補助事業

☎ 都市整備課 ☎ 932-1450(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線223)

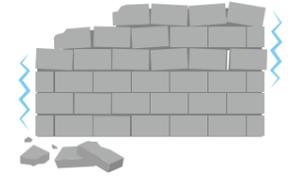
通学路や災害時の避難路の安全と通行を確保するため、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀などを撤去する際、補助要件を満たしていれば、最大16万円を補助します。補助を受けるには、事前の相談が必要です。

▶ **補助要件** 日本建築学会作成の診断カルテで診断した結果、総合評点が40点未満のブロック塀などの全部または一部撤去にかかる経費

▶ **補助対象となるブロック塀など** 通学路のほか、災害時の安全や通行を確保する必要がある道路に面する、高さが1m以上のブロック塀など

▶ **対象者** ブロック塀などの所有者または管理者

▶ **補助額** 補助対象となる工事費(撤去に要する経費)の3分の2または16万円のどちらか低い額とします。



※倒壊の危険性がない場合や門柱、門扉、フェンス、ブロックなどの土留め部分、再建築に係る工事経費は対象外です。

※ブロック塀等撤去費補助事業は、令和6年3月まで行います。



在宅高齢者への支援サービス

☎ 福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線125)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次のとおり在宅高齢者支援サービスを行います。

※サービスを利用するには、原則として事前申請が必要です。また、利用を希望するサービスによっては、調査を受ける必要があります。

内容	要調査	対象者	利用回数	支給金額・利用料
食の自立支援サービス(配食サービス) 自宅に弁当を配達し、安否確認を行います。	●	65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、調理をすることが困難であり、介護保険サービス利用者または重度の障がいがある人	週7食を限度	補助額(1食当たり250円)を超えた額は自己負担
緊急通報システム 緊急通報装置を貸与して緊急時における連絡手段を確保します。	●	70歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で心身の障がいや疾病などがあり、定期的に安否確認が必要な人	—	電話の基本料金・通話料金
介護用品(紙おむつ)給付 常時おむつの必要な在宅の高齢者に、紙オムツなどを給付します。	●	65歳以上の在宅の高齢者で、介護認定において要介護度3以上または重度の障がいがあり、常時おむつが必要な人	—	非課税世帯: 上限5,000円/月 課税世帯: 上限3,000円/月
高齢者等住宅改造費助成 高齢者に配慮した住宅に改造する場合、改造費用の一部を助成します。	●	要介護者・障がいがある人など、町県民税非課税世帯で、介護保険の居宅住宅改修費の支給額を上回る人	1世帯当たり1回	30万円を限度に支給
はり・きゅう施術料補助 はり・きゅう施術費の一部を助成します。	—	65歳以上の人	月4回を限度	1回当たり施術費の半額で、限度額1,500円
介護手当 ねたきり状態にある高齢者を常時介護している人に対して介護手当を支給します。	●	居宅でねたきり状態にある要介護4以上の人(65歳以上)を常時介護している同居のご家族	—	1万円/月
徘徊高齢者探してメール 徘徊のおそれのある高齢者をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に検索メールを配信します。	—	認知症により徘徊のおそれのある高齢者など	—	—



町立の園(保育園・認定こども園)で働く保育士・栄養士・調理員を募集します

☎ 子育て教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

町立保育園・認定こども園で勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集します。

詳しくは下表をご確認ください。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

募集職種	条件	1日の勤務時間	勤務日数	給与	勤務場所
保育士	クラス担任	7時間45分	月21日程度	月額193,132円～	町立保育園 または 認定こども園
	フルタイム			月額164,194円～	
	パート	7時間45分以内※	要相談※	時給 1,008円	
栄養士	フルタイム	7時間45分	月21日程度	月額159,636円	
調理員	フルタイム	7時間45分	月21日程度	月額157,304円	
	パート	7時間45分以内※	要相談※	時給 951円	

※勤務形態に応じて、社会保険ならびに雇用保険(週20時間以上の勤務かつ月額88,000円以上となった場合)へ加入、または雇用保険のみ加入する場合があります。

▶ **各種手当** 通勤手当、期末手当(賞与)など有り

▶ **提出書類** ①須恵町会計年度任用職員履歴書
②該当する職種の資格証(免許証)の写し

▶ **提出先** 子ども教育課 1階4番窓口